

内閣府令第四十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号の規定に基づき、金融商品取引法第二二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月二日

内閣総理大臣 菅 直人

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十号中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に、「同項第二号」を「同号」に改め、「業務を行う場合に限る。」の下に「及び同法第七十一条第一項第一号に掲げる業務を行うものとして同項の承認を受けた者（同号に掲げる業務を行う場合に限る。）」を加える。

第十条第三項第四号口中「役職」を「役職名」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。